

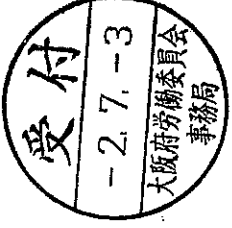
事件番号 令和2年(不)第2号

事件名 神戸市看護大学事件

申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 公立大学法人神戸市看護大学

副本



最終意見陳述書

令和2年7月3日

大阪府労働委員会 御中

被申立人代理人

弁護士 吉田 裕



略語は、従前の例による。

第1 争点1 (令和元年12月11日の団体交渉における被申立人の対応は、不誠実団交にあたるか) について

1 不誠実団交として労働組合法7条2号の不当労働行為が成立するというためには、申立人において、誠実交渉義務違反を基礎付ける被申立人の具体的な言動・対応を特定して主張し、これを立証する必要がある。

しかしながら、申立人は、本件団交における被申立人のいかなる言動・対応が誠実交渉義務違反を基礎付けるのかを具体的に特定して主張しているとは言いがたいし、まして甲1～4号証によりこれが立証されているとは到底言えない。

2 本件団交において被申立人が申立人の要求事項に関し行った説明・回答の内容及び提示した解決案の内容は、答弁書の第3で主張したとおりであり、被申立人は誠実に団体交渉に応じていることから、不誠実団交の不当労働行為など成立しない。

第2 争点2（令和元年12月23日付け申入書に対する被申立人の対応は、不誠実団交に当たるか）について

1 申立人が令和元年12月23日付けで行った申入れの内容及びこれに対し被申立人が令和2年1月6日付けで行った回答の内容は、乙4号証及び乙5号証のとおりである。

2 しかしながら、上記申入れ及びこれに対する上記回答は、団体交渉において行われたものではない。申立人が本件団交における被申立人の回答内容について再検討する用意があるか否かについて照会したのに対し、被申立人が現時点で回答内容を変更する予定はない旨の回答をただけの話であり、本来、不誠実団交の成否が問題になるような場面ではない。

しかも、被申立人は、上記回答にあたり、申立人から団交交渉の申し入れがあった場合には、早期且つ円満な解決に向けて引き続き対応する旨の姿勢を示しているのであり、その意味でも上記回答が不誠実団交にあたるなどと非難される謂われはない。

以上